一般社団法人宮城県農業会議 平成31年度事業計画

I. 基本方針

東日本大震災の発生から8年の歳月が経過し、県内では産業基盤をはじめ復興の街づくりなど着実に成果が表れており、県が目標とする「創造的復興」の完遂に向けた戦略的な取り組みが着々と進んでいる。しかし、農業・農村地域は農業従事者の高齢化や担い手の不足が続き、新規参入等の担い手の育成・確保と、担い手への農地の利用集積・集約化の推進が喫緊の課題となっている。

一方,昨年12月にTPP11及び平成31年2月に日欧EPAが発効し,日米貿易協定の対話が開始されるなど,農畜産物貿易の国際化が進展しており,農業・農村を取り巻く情勢は混迷と不透明さを増している。

こうした中、政府は、昨年から農業改革の本格化に向け、担い手への農地利用の集積・集約化等の構造改革の抜本的な推進を図るため、農業委員会の協力等を通じた「人・農地プラン」の実質化を中心とした、改正農地中間管理事業関連法案が今通常国会に提出されたところである。また、昨年11月に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行され、いわゆる相続未登記農地の解消や底面がコンクリート張りのハウスの扱いなどにおいて、農業委員会の責務が新たに強化された。

このような中、農業委員会組織は昨年7月に県内全ての農業委員会が新体制に移行したところであり、平成31年4月には改正法後2回目の選任が行われる。今後、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、重点化された農地等利用の最適化、すなわち農地等利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進について、特に「人・農地プラン」の取組みについて組織をあげて支援し、成果を得ることが課題となっている。このように、農業委員会組織は今こそ真摯に農業者の意見を取り込み、組織体制の整備を進めていくことが重要である。

農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人宮城県農業会議 (以下「本会」という。)としては、市町村農業委員会の活動を積極的に支援する ため、県をはじめ関係機関、団体と一層の連携を図りながら、業務規程に定める活 動事項について取り組みを強化していく。

〔活動事項〕

- 1. 農業委員会相互の連絡調整,優良な農業委員会の取組の公表,農業委員・ 農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修等の実施
- 2. 農地に関する情報の収集,整理及び提供,農地等の確保・有効利用の推 進への支援
- 3. 農業への新規参入の支援, 法人化の推進・支援, 農業経営の合理化のための支援
- 4. 農業の担い手の組織化・運営の支援
- 5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動
- 6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営
- 7. 関係行政機関等に対する意見の提出

Ⅱ 事業計画

1. 農業委員会相互の連絡調整,優良な農業委員会の取組の公表,農業委員・ 農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修等の実施

すべての農業委員会が新体制に移行したことにより、農地制度の適正な運用はもとより、重点化された農地等利用の最適化に取り組み、成果を発現するよう実態把握と情報の共有を推進する。

特に、今年度2回目の選任が行われる農業委員会に対しては、委員定数に加 えて認定農業者や女性など、多様な人材の登用が行われるよう支援する。

また、市町村が進める「人・農地プラン」の実質化において、農業委員会に おける農地等利用の最適化による推進活動が発揮できるよう、活動強化等の支 援を行うとともに、農業委員会相互の連携、情報共有の推進に努めることによ り、「行動する農業委員会」の実現に向けた支援を強化する。

さらに、農業委員や農地利用最適化推進委員が連携しながら誇りを持ち活動するとともに農業委員会活動が円滑に行われるよう、農地制度やの農地等利用の最適化についての研修会等を開催し、その理解促進に努める。

(1) 改正農業委員会法の理解促進と農業委員会体制整備への支援

法改正後2期目を迎える農業委員会の改選に向けて、地域に応じた農地利用の最適化を積極的に進めるため、認定農業者等の担い手農業者や女性、青年等多様な人材から、熱意と識見のある農業委員や農地利用最適化推進委員に登用されるよう、改正農業委員会法の理解促進と円滑な委員の選任を支援する。

特に、改正農業委員会法の趣旨と第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、1 農業委員会当たり複数名の女性農業委員の選任に向け、みやぎアグリレディス 21と連携して、市町村長並びに議会議長等への要請活動を行う。

また、法令業務の公正な執行と農地等利用の最適化の推進を着実に進めるために、農業委員会の運営、推進事業の活用、事務局の体制整備等に関する情報提供・共有化などにより支援する。

(2)農業委員・農地利用最適化推進委員及び職員に対する研修の実施

農業委員会活動への的確な助言や相談活動の円滑な推進に資するため、農地利用の最適化の推進、農地制度等の専門的知識習得に向けた研修を体系的に実施する。特に、農地等利用の最適化の推進に関する活動ノウハウの提供、農地情報公開システムの活用、市町村が進める「人・農地プラン」の実質化を支援するための農業委員会の活動の強化等を重点に研修会を開催する。

(3) 農業委員会の活動強化・公表に向けた取組み

農業経営基盤強化促進法等の改正法や「人・農地プラン」の実質化の対応など、農業委員会への期待は高いことから、農地制度の適正な運用や、農地利用の最適化に対する取り組みを強化するための情報提供や調整等の支援を行う。また、農業委員会活動の「見える化」を促進するため、活動の基本目標であ

る「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」や、農業委員会における「活動計画と点検・評価」の作成と公表の取組みを支援する。さらに、各農業委員会の農地等利用の最適化の推進等の取り組み状況を把握して公表するなど、活動事例の横展開を図る。

(4) 宮城県農業委員会大会の開催

農業・農村を取り巻く内外の情勢変化や「みやぎ食と農の県民条例基本計画」 ほか、新たな農業政策の推進を踏まえ、県内の農業委員・農地利用最適化推進 委員が一堂に会し、担い手や経営対策、地域の農業振興施策等について政策提 案を行うとともに、農業委員会ネットワーク機構としての取り組みや活動につ いて討議し、資質の向上と意識啓発を図るために、「第4回宮城県農業委員会 大会」を開催する。

2. 農地に関する情報の収集,整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進へ の支援

農業委員会が行う農地集積の推進、遊休農地解消のための農地利用状況調査 や利用意向調査の実施など、農地等利用の最適化の推進並びに農地情報公開シ ステムの稼働と利活用の推進に向けた取り組みを支援する。

(1) 「人・農地プラン」の実質化に向けた農地の利用調整・集積活動の推進

農地中間管理事業の活用による農地の利用集積・集約化に向けた活動を支援するため、「人・農地プラン」の実質化に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が行う、農地所有者等の意向調査や地域の話し合いへの参加などの活動に必要な技能や情報習得する研修の実施を支援する。

(2) 農地有効利用対策と遊休農地対策の推進

食料の自給率向上と安定供給による農業の持続的な発展のためには、基礎的 資源である農地の有効利用を促進し、遊休化を防止する対策が重要である。

このため、農業委員会が実施する農地パトロール(農地利用状況調査)や利用 意向調査、勧告をはじめ、相続未登記農地による共有不明者の探索・公示によ る農用地利用集積計画の同意手続の特例などへの支援を行う。

(3)農地情報公開システム(農地ナビ)の本格稼働と適切な運用

農地情報公開システムの本格稼働に伴い、最新の農地情報を速やかに公開できるよう、農地台帳・地図情報の管理や更新、公表事務等の相談・支援活動を行う。また、農地パトロール(利用状況調査)における地図利用や、「人・農地プラン」の実質化に向けた地域の現況把握や農地利用の集積・集約化の話し合い活動に供する地図等の作成など、優良な活用事例を収集してシステム活用の横展開を図る。

3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための 支援

認定農業者や法人組織など意欲ある担い手を対象に、担い手サミットを開催する。また、昨年6月に開設した「宮城県農業経営相談所」の経営支援活動の一環として農業法人化経営管理講習会などを開催し、意欲的な農業者等の着実な経営発展に向けた支援活動を行う。

また,次代の農業経営者を育成・支援するため,「農業次世代人材投資資金制度」の普及・啓発や「農の雇用事業」の活用,女性農業者等の声の反映,更には農業者年金への新規加入を積極的に推進する。

(1) 認定農業者や法人組織の経営発展支援

本県農業を牽引している認定農業者や農業法人等の担い手が一堂に会し、農政情報の収集や経営管理能力の向上に資するため、「平成31年度みやぎ農業担い手サミット」を開催する。

また,昨年度から実施している「農業経営者サポート事業」に取り組み,農業経営の合理化・健全化に向けて,認定農業者や農業法人が抱える経営上の課題等の解決に向けた「個別相談会」や「農業法人化経営管理講習会」等の開催,専門家派遣などによる経営相談や診断等,伴走型の支援を宮城県農業担い手育成総合支援協議会などの関係機関と連携のもとに行う。

さらに,深刻化する労働力不足に対応するため,外国人を含めた農業労働力 確保に向け,関係機関と連携した支援を行う。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

「新規就農相談事業」の実施により、県や新規就農相談センターと連携を 図りながら、毎月2回の就農相談会や東京で開催する「新・農業人フェア」に 参加し、新規就農相談、雇用就農の紹介、独立就農への助言等を行う。

(3) 雇用就農支援と「農の雇用事業」の普及啓発

農業法人等が雇用した新規就農者が農業技術や経営能力の習得のために実践研修を行う場合の支援事業である「農の雇用事業」の普及啓発を行う。また、本年度は、「農業次世代人材投資事業(準備型)」による先進農家等での研修が「農の雇用事業」に一本化されることに伴い、県や新規就農相談センターと連携しながら、事業実施経営体に対する研修や現地確認調査を通じて雇用就農者の育成・定着を図る。

(4) 民間企業等の農業参入対策

農地等利用の最適化の一環として、本会及び農業委員会に設置した「農業への参入を希望する民間企業等の相談窓口」を利用して、相談・情報提供活動を 実施する。また、担い手組織や関係機関と連携して、企業参入の橋渡しやセミナーの開催を支援する。

(5) 女性が活躍できる環境づくりへの支援

農業経営における方針決定過程において、パートナーである女性の意見を反映させるためには、企画・立案段階からの女性の参画が重要である。

みやぎアグリレディス21並びに県内の女性農業者組織,担い手組織等との連携や,活躍する女性農業者情報を活用して,男女共同参画の推進や家族経営協定,認定農業者制度及び農業者年金等の各種施策・制度を普及し,女性が活躍できる環境づくりを支援するとともに,女性農業者の社会参画並びに組織活動等への参画を促進する。

(6)農業者年金への加入推進対策

農業委員・農業委員会職員を主体とした研修会等を通じて、農業者年金制度 の周知・理解促進に努める。

また、農業委員会・農業協同組合等と連携を図り、加入推進に取り組むものとする。特に、20~39歳の若い農業者や女性への加入推進に努める。

あわせて、農業者年金業務の適正な執行を図るため、担当者研修会を開催するとともに、必要に応じ個別相談等により被保険者や受給権者への助言活動を 行う。

4. 農業の担い手の組織化・運営の支援

以下に掲げる本県の担い手組織及び女性農業委員組織の事務局を担当し、組織相互の連絡調整をはじめ、活動の継続に向けた次世代活動の支援、組織構成員の意識高揚や経営管理能力の向上、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。

- 1. 宮城県農業法人協会
- 2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
- 3. 宮城県稲作経営者会議
- 4. みやぎアグリレディス21

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

本会の業務として、地域農業の発展や農業者の経営向上を図る上で、調査及び情報提供活動は極めて重要である。このため、農業一般に関する基礎資料の継続的な収集・提供を行うとともに、農業委員会における情報活動の意義と役割についての啓発活動、農業・農村情報を分かりやすく正確に提供する活動、農業者の声を受け止めそれを政策に反映させる活動などに取り組み、農業委員会組織の「見える化」を展開する。

(1)農業・農業委員会に関する各種調査の実施

今後の農政活動や構造政策を推進するための基礎資料や、新体制となった農業委員会の体制整備等について、農業委員会の協力のもとに以下の調査を実施

する。

- ①田畑売買価格等に関する調査
- ②農作業賃金・農業労賃に関する調査
- ③農業委員会組織関係調査
- ④その他,農業動向に関する調査

(2) 「全国農業新聞」、「全国農業図書」の普及推進

「全国農業新聞」は組織紙として、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆購読を最重点として取り組む。また、農業委員会活動に対する理解者・支援者を増やす観点から、認定農業者や農業法人等の担い手を対象に購読の普及推進を図るため、魅力ある記事作成に向けた研修を行うなど支援を行う。

さらに、農業委員等に対しての農業委員会制度、農地制度、農業施策などの 周知・理解を図る研修テキストとしての「全国農業図書」の活用や、担い手な どの農業者には経営発展や法人化等を内容とした図書の普及推進を図る。

(3) 「農業委員会だより」発行への支援

農業委員会活動の見える化や、重要な業務である農地利用の最適化を推進するため、すべての農業委員会が年1回以上の「農業委員会だより」の発行が行われるよう、取り組みを推進する。

また、農業委員会活動の発信、情報の提供などの工夫が図られるよう、県内の「農業委員会だよりコンクール」を実施し、紙面の充実・向上に向けた取り組みを支援する。

(4) 本会情報の提供

農業委員会並びに関係機関との連携を強化するため、本会機関誌「農政時流」 を発行し、農業委員会の取組事例の紹介や農業・農政に関する情報提供を行い、 新しい組織や活動の動きについて逐次情報提供していく。

また,本会のホームページ等を介し,農業委員会組織の活動や農政情報を提供するとともに,農業・農村の理解促進に努める。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

農地等の転用許可に関しては、県及び市町村農業委員会と密接な連携に努めるとともに、常設審議委員会を開催し、適正かつ公正な処理を行うものとする。

(1)農地転用許可事務等の適正執行への支援

改正農地法が平成28年4月に施行され、農地転用等の法令業務においては、 適正かつ公正な事務処理が一層求められている。また、平成30年11月に施行さ れた農業経営基盤強化促進法等の改正法により、導入される「底面をコンクリ ート張りした農作物栽培高度化施設」の厳密な審議や、違反転用とならないた めの監視・指導の強化が求められている。 このため、本会は県と緊密な連携のもと、現地調査、農業委員会への必要な助言・指導や情報提供を行うとともに、農業委員会の遊休農地の発生防止・解消に対する活動についても助言や指導を行う。

(2) 常設審議委員会の開催

平成28年の農地法の一部改正に伴い、農業委員会は原則として30aを超える 農地転用の許可申請に当たり常設審議委員会の意見聴取が義務づけられた。こ のため、本会は現地調査を行った上で、毎月1回常設審議委員会を開催し、農 地転用案件について厳格かつ適正な審議に努める。また、常設審議委員の研修 も兼ね、意見聴取された農地転用の現地調査を実施し、検証を行う。

このほか、常設審議委員会は、本会が関係機関に意見書を提出するにあたり、その内容等についての検討も行う。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業・農村を取り巻く諸課題に対処するため、市町村農業委員会と一体となり農地等の利用の最適化に関する改善策など意見の取りまとめを行い、関係機関に意見を提出する。

また,県内の農業関係団体等との連携を図りながら,地域の農政課題の解決 や国の農業施策などに対し,現場の声を反映させた政策提言を行う。

(1)農地等利用の最適化に関する意見提出、政策提言・要請活動

農地等の利用の最適化が喫緊の課題であることから,担い手組織や市町村農業委員会を通じて,現場の意見を広く聴きながら,「農地等利用最適化推進施策」に関する農業委員会組織の意見をとりまとめ,具体的な内容・施策について,関係行政機関に意見を提出する。

また、農地等の利用の最適化のみならず、担い手の確保育成や経営確立、中 山間地域の活性化対策など多面的な要素を含んだ政策提言や要請活動を政府 ・国会等に対して行う。

(2) FTA・EPA・TPP対策等

TPP11や日欧EPAが発効するとともに、日米経済対話やRCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉も進む中、国会決議・国施策の動向を注視しながら、農業者の不安解消に向けた丁寧な説明、農業者の経営の安定はもとより、国民生活の安全・安心を確保する観点から国会での慎重な審議や対策等について、引き続き政府、国会等へ要請活動を行う。

(3)「地域の農地を活かし,担い手を応援する運動」の推進

平成28年度から農業委員会の組織運動として3カ年間取り組んできたが、農地利用集積の加速化に向けた取り組みを更に強化する必要がある。

このことから、本会と農業委員会は農地制度の適正な執行や遊休農地の解消とともに、「人・農地プラン」の実質化に向けた農業委員会の果たす役割などを

加えて、新たな運動の推進要領を制定し、平成31年度から3カ年間推進する。

Ⅲ 会議等

本会の運営並びに業務執行のため, 次の会議を行う。

- 1. 通常総会(年1回) 平成31年6月
- 2. 臨時総会(年1回) 平成32年3月
- 3. 理 事 会 (年 5 回) 平成 3 1 年 4 月, 6 月, 9 月, 1 1 月 平成 3 2 年 2 月
- 4. 常設審議委員会 年12回(毎月1回)
- 5. 監查会(年1回) 平成31年5月
- 6. 農業委員会会長・事務局長会議 随 時
- 7. その他 必要に応じて開催

Ⅳ 附带業務

本体業務に関連する下記団体の事務局を担当する。

- 1. 宮城県農業法人協会
- 2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
- 3. 宮城県稲作経営者会議
- 4. みやぎアグリレディス21
- 5. 宮城県農業者年金協議会
- 6. 宮城県農業委員会事務研究会